

---

# 高 圧 電 力 A

主契約料金表

2024 年 4 月 1 日 実 施



四国電力株式会社

YONDEN

---



# 高 圧 電 力 A

## (主契約料金表)

### 目 次

|   |                    |   |
|---|--------------------|---|
| 本 | 則                  |   |
| 1 | 適 用                | 1 |
| 2 | 契 約 種 別            | 1 |
| 3 | 適 用 範 囲            | 1 |
| 4 | 供給電気方式, 供給電圧および周波数 | 1 |
| 5 | 契約負荷設備および契約受電設備    | 1 |
| 6 | 契 約 電 力            | 1 |
| 7 | 料 金                | 2 |
| 8 | そ の 他              | 3 |
| 附 | 則                  | 5 |
| 別 | 表                  | 6 |



# 本 則

## 1 適 用

この高圧電力A料金表（以下「この料金表」といいます。）は、次の地域に適用いたします。

徳島県，高知県，香川県（一部を除きます。），愛媛県（一部を除きます。）

## 2 契 約 種 別

この料金表の契約種別は，高圧電力Aといたします。

## 3 適 用 範 囲

高圧で電気の供給を受け，動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で，契約電力が原則として50キロワット以上，かつ，500キロワット未満であって，当社との協議がととのった場合に適用いたします。

## 4 供 給 電 気 方 式 ， 供 給 電 圧 お よ び 周 波 数

供給電気方式，供給電圧および周波数は，1（適用）を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等に定めるところによるものといたします。

## 5 契 約 負 荷 設 備 お よ び 契 約 受 電 設 備

契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

## 6 契 約 電 力

各月の契約電力は，次の場合を除き，その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。

なお，当社以外の者から電気の供給を受けていたお客さまが同一需要場所でのこの料金表および電気供給条件（高圧・特別高圧）により引き続き電気の供給を受ける場合の各月の契約電力は，原則として，この料金表および電気供給条件（高圧・特別高圧）により電気の供給を受けていた場合に準じて取り扱います。

- (1) 新たに電気の供給を受ける場合は，料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は，その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。

- (2) 契約受電設備を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間は、その期間の最大需要電力の値といたします。
- (3) 契約受電設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、契約負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

## 7 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および電気供給条件（高圧・特別高圧）別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(3)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表（燃料費調整）1(1)によって算定された平均燃料価格が80,300円を下回る場合は、別表（燃料費調整）1(4)によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表（燃料費調整）1(1)によって算定された平均燃料価格が80,300円を上回る場合は、別表（燃料費調整）1(4)によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

### (1) 基本料金

基本料金は、1月につき次の料金単価に当該一般送配電事業者等が託送供給等約款に定める高圧標準接続送電サービス（以下「高圧標準接続送電サービス」といいます。）の接続送電サービス契約電力1キロワット当た

りの基本料金を加えたものを適用して算定いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、その半額といたします。

|               |         |
|---------------|---------|
| 契約電力1キロワットにつき | 699円81銭 |
|---------------|---------|

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金の単価に、その他季に使用された電力量にはその他季料金の単価に、高圧標準接続送電サービスの接続供給電力量1キロワット時当たりの電力量料金を加えたものをそれぞれ適用いたします。

|            | 夏季料金   | その他季料金 |
|------------|--------|--------|
| 1キロワット時につき | 27円75銭 | 26円46銭 |

(3) 力率割引および割増し

イ 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、電気供給条件（高圧・特別高圧）別表2（平均力率の算定）に定めるところによるものといたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

ロ 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

(4) 高圧標準接続送電サービスの基本料金および電力量料金の揭示

当社は、(1)および8（その他）(1)イの接続送電サービス契約電力1キロワット当たりの基本料金ならびに(2)および8（その他）(1)ロの接続供給電力量1キロワット時当たりの電力量料金を電磁的方法等によってお知らせいたします。

## 8 その他

(1) 契約電力が500キロワット以上となる場合は、お客さまと当社との協議によってすみやかに需給契約をあらためることとし、それまでの間はこ

の料金表に準じて取り扱います。ただし、基本料金および電力量料金は、次のとおりといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次の料金単価に高圧標準接続送電サービスの接続送電サービス契約電力1キロワット当たりの基本料金を加えたものを適用して算定いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、その半額といたします。

|               |           |
|---------------|-----------|
| 契約電力1キロワットにつき | 1,222円57銭 |
|---------------|-----------|

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金の単価に、その他季に使用された電力量にはその他季料金の単価に、高圧標準接続送電サービスの接続供給電力量1キロワット時当たりの電力量料金を加えたものをそれぞれ適用いたします。

|            | 夏季料金   | その他季料金 |
|------------|--------|--------|
| 1キロワット時につき | 24円81銭 | 23円76銭 |

- (2) 電気供給条件（高圧・特別高圧）39（需給開始後の需給契約の消滅または変更にもなう料金および工事費の精算）における料金適用開始の日は、契約受電設備を新たに設定された日とし、契約電力を増加された日は、契約受電設備の総容量を増加された日とし、契約電力を減少しようとする日は、6（契約電力）(3)によって契約電力を減少しようとする日といたします。
- (3) 発電設備等を介して、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。



# 附 則

## (実 施 期 日)

この料金表は、2024年4月1日から実施いたします。

# 別 表

## (燃料費調整)

### 1 燃料費調整額の算定

#### (1) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計（関税法にもとづき公表される統計をいいます。）の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0845$$

$$\beta = 0.0699$$

$$\gamma = 1.1962$$

なお、各平均燃料価格算定期間（(3)〔燃料費調整単価の適用〕の表に定める期間をいいます。）における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

#### (2) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

イ 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,300円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (80,300\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2\text{の基準単価}}{1,000}$$

ロ 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,300円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,300\text{円}) \times \frac{2\text{の基準単価}}{1,000}$$

(3) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

| 平均燃料価格算定期間  | 燃料費調整単価適用期間                                    |
|---|--|
| 毎年1月1日から3月31日までの期間                                | その年の6月1日から6月30日までの期間                           |
| 毎年2月1日から4月30日までの期間                                | その年の7月1日から7月31日までの期間                           |
| 毎年3月1日から5月31日までの期間                                | その年の8月1日から8月31日までの期間                           |
| 毎年4月1日から6月30日までの期間                                | その年の9月1日から9月30日までの期間                           |
| 毎年5月1日から7月31日までの期間                                | その年の10月1日から10月31日までの期間                         |
| 毎年6月1日から8月31日までの期間                                | その年の11月1日から11月30日までの期間                         |
| 毎年7月1日から9月30日までの期間                                | その年の12月1日から12月31日までの期間                         |
| 毎年8月1日から10月31日までの期間                               | 翌年の1月1日から1月31日までの期間                            |
| 毎年9月1日から11月30日までの期間                               | 翌年の2月1日から2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間） |
| 毎年10月1日から12月31日までの期間                              | 翌年の3月1日から3月31日までの期間                            |
| 毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間                            | 翌年の4月1日から4月30日までの期間                            |
| 毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間） | 翌年の5月1日から5月31日までの期間                            |

(4) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

## 2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

|            |       |
|------------|-------|
| 1キロワット時につき | 15銭4厘 |
|------------|-------|

## 3 燃料費調整単価等の揭示

当社は、1(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および1(2)によって算定された燃料費調整単価を電磁的方法等によってお知らせいたします。



